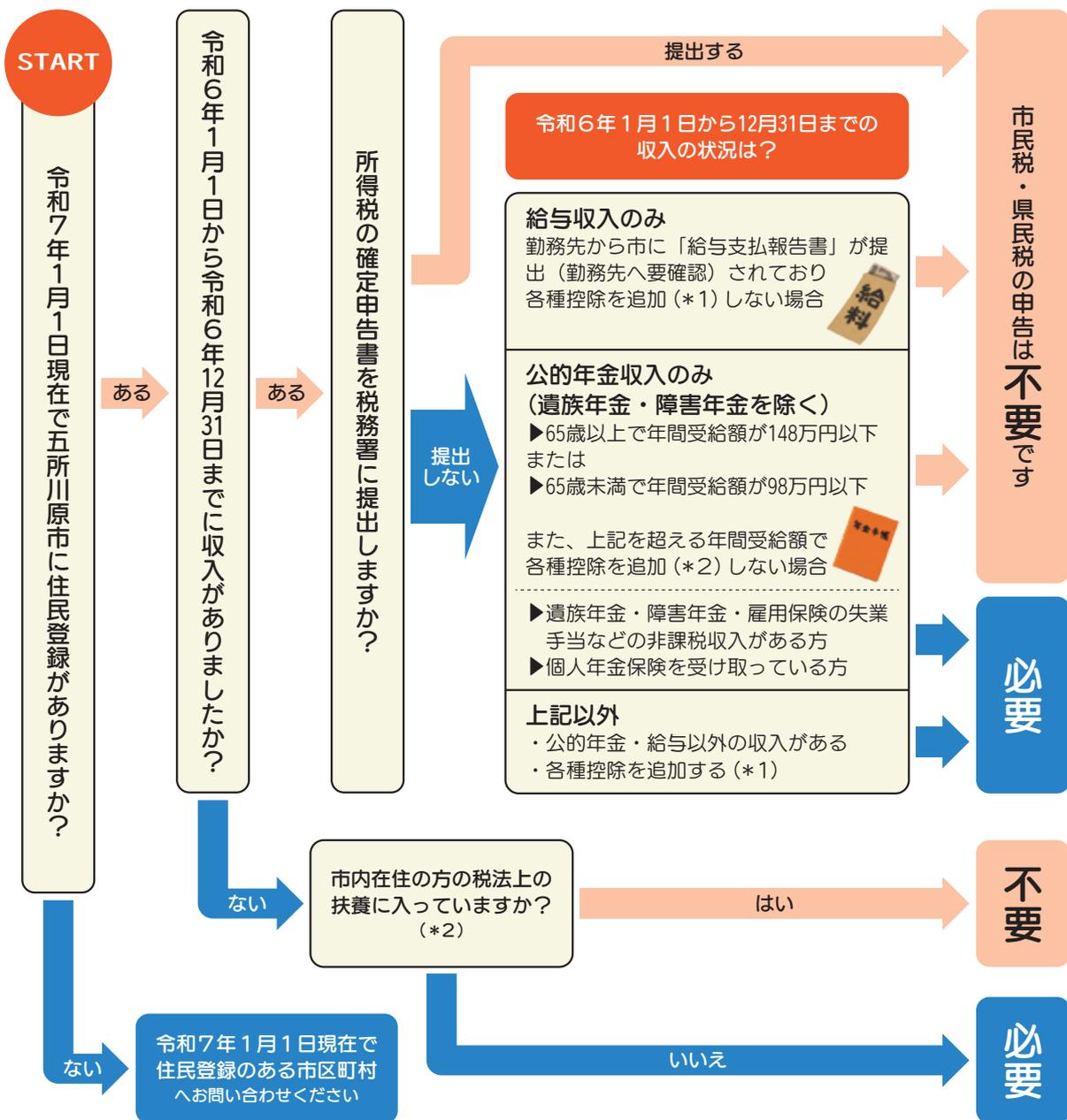


市民税・県民税の 申告受付が始まります!!



受付期間 2月10日(月)～3月17日(月)

1 市民税・県民税の申告が必要かどうか確認してみましょう



(*1) 各種控除には、配偶者(特別)控除・障害者控除・ひとり親控除・寡婦控除・扶養控除・医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・寄附金控除などがあります。

(*2) 扶養状況は、ご家族の令和6年分源泉徴収票や確定申告書で確認してください。

2 申告時期によくあるQ&A



Q. 年金を受給しながらアルバイトをしているけど、申告は必要なの？

A. 申告することをおすすめします。特に市民税・県民税が課税されている方は一度申告会場でご相談ください。



Q. 収入がないから申告しなくていいよね？

A. 収入がなくても申告が必要です。申告をしないと、国民健康保険税や介護保険料が高くなる等の不利益が生じることがあります。



Q. 地区の指定日に申告に行けないけどどうしたらいいの？

A. 期間内の別日でも申告が可能です。都合の良い日にお越しください。日程は10・11ページをご覧ください。



Q. 年金収入しかないけど申告は必要なの？

A. 必要な可能性があります。障害年金・遺族年金のみを受給している方、個人年金を受給している方は申告が必要です。



Q. 年の途中で退職したけど申告は必要なの？

A. 申告することをおすすめします。ただし、年内に再就職して、前職分の給与を含めて年末調整を行った場合は不要です。

Q. 周りの人と比べて市民税・県民税が高い気がするけど？

A. 同じ収入でも、控除内容の違いで税額が異なります。気になる点がありましたら申告会場でご相談ください。

Q. 医療費控除の申告はどうやるの？

A. 16ページの医療費控除明細書を作成し、持参してください。医療費通知をお持ちの場合は、医療費控除明細書として使用することができます。



Q. 初めてふるさと納税をしたけど、申告はどうやるの？

A. 以下のどちらかの方法で申告してください。
①申告会場で申告する。
②ワンストップ特例を申請する。ワンストップ特例については、右QRより市ホームページをご覧ください。



Q. 申告会場にいかないと申告できないの？

A. 郵送での申告が可能です。14ページをご覧ください。



Q. 代理人でも申告できるの？

A. 可能です。12・13ページの必要書類と代理人の本人確認書類を持参して申告会場までお越しください。

 **その申告、実は必要です** 

 税務署で申告しなくてもいいって言われたから、市役所でも申告はいらなと思ってたよ

ちょっと待った!

所得税と市民税・県民税では計算方法が異なります。所得税の確定申告が不要でも、市民税・県民税の申告をする必要がありますので、申告会場へお越しください。

3 申告相談日程表（五所川原地域）

【五所川原地域】

申告会場が中央公民館から五所川原市役所本庁舎へ変更となります。お間違えのないようお越しください。

会場 **五所川原市役所2階 談話コーナー**

1階中央出入口に入って、左手の階段を上ると窓側が談話コーナーです。

当日は市役所内の案内に従ってお進みください。

時間 **9:00～15:00**

申告会場はこちら



地区	月日	対象区域
三好川中	2.10 月	(三好) 藻川・高瀬
	2.12 水	(三好) 鶴ヶ岡 (中川) 種井・長橋藤島・桜田
	2.13 木	(中川) 川山・沖飯詰
毘沙門	2.14 金	毘沙門・長富
全地区	2.16 日	全地区(金木地域・市浦地域を含む) * 1階窓口で受付します
飯詰橋	2.17 月	(飯詰) 橋下
	2.18 火	(飯詰) 橋上・下岩崎 (長橋) 戸沢・福山
	2.19 水	(長橋) 豊成・野里・神山・松野木
七和	2.20 木	持子沢・高野・前田野目
	2.21 金	俵元・原子・羽野木沢
梅沢	2.25 火	梅田・中泉
栄	2.26 水	姥蒔・七ツ館・みどり町一丁目～二丁目
	2.27 木	広田・浅井・みどり町三丁目～四丁目
	2.28 金	稲実・みどり町五丁目～八丁目
松島	3.3 月	米田・太刀打・一野坪
	3.4 火	金山・水野尾・唐笠柳
	3.5 水	石岡・吹畑・漆川
市中心部	3.6 木	栄町・田町・元町・湊・中央五丁目～六丁目
	3.7 金	蓮沼・不魚住・柳町・中央一丁目～四丁目
全地区	3.9 日	全地区(金木地域・市浦地域を含む) * 1階窓口で受付します
市中心部	3.10 月	鎌谷町・新町・岩木町・川端町・弥生町・大町・松島町一丁目～四丁目
	3.11 火	烏森・本町・布屋町・東町・旭町・松島町五丁目～八丁目
	3.12 水	一ツ谷・敷島町・雛田・長橋橋元
	3.13 木	上平井町・中平井町・寺町・柏原町・錦町・末広町・小曲・長橋広野
	3.14 金	下平井町・幾世森・若葉一丁目～三丁目
3.17 月	幾島町・新宮町・蘇鉄・芭蕉・新宮岡田・新宮松元・田川	

申告相談日程表（金木・市浦地域）

【金木地域】

会場 **金木総合支所 2階会議室**

時間 **9:00～15:00**

【市浦地域】

会場 **市浦総合支所 会議室**

時間 **9:00～15:00**

地区	月日	対象区域	
金木	2.13 木	大東ヶ丘・金木団地	
	2.14 金	本町・栄町・小川町・米町・三軒町北新町・南新町・川端町	
	2.17 月	上山道町・中山道町・下山道町	
	2.18 火	昭和町・美晴町・さくら団地	
	2.19 水	芦野町・浦町・田町・寺町	
	2.20 木	朝日町・神明町・新富町	
	2.21 金	若松町・見崎町・芦野団地	
	2.25 火	上宇田野・下宇田野・林下	
	2.26 水	湯の川・向道・女坂・藤枝	
	2.27 木	沢部・蒔田・神原	
喜良市	2.28 金	上柏木町・下柏木町・下町・川端町	
	3.3 月	上派立・下派立・双葉町	
	3.4 火	林町・野崎・北本町・南本町	
	3.5 水	東岩見町・西岩見町・更生	
	3.6 木	上古町・下古町	
嘉瀬	3.7 金	後町・畑中・冷水・本町	
	3.10 月	上小栗崎・中小栗崎・下小栗崎	
	3.11 火	上派立・中派立・下派立	
	3.12 水	上鍛冶町・下鍛冶町・新堤町	
	3.13 木	上新町・下新町・新誠町	
	3.14 金	上昭和町・下昭和町・車町・上中柏木・下中柏木・東町	
	全地区	3.17 月	全地区
	磯松	2.21 金	磯松
2.25 火		磯松	
2.26 水		上脇元	
2.27 木		下脇元	
2.28 金		脇元全地区	
脇元	3.3 月	十三山子・十三仲の町	
	3.4 火	十三まち	
	3.5 水	十三全地区	
太田桂川	3.6 木	太田・桂川	
	3.7 金	太田・桂川	
相内	3.10 月	相内第一	
	3.11 火	相内第二	
	3.12 水	相内第三	
	3.13 木	相内北	
	3.14 金	相内全地区	
全地区	3.17 月	全地区	



ご来場の皆さんへのお願い

- ◆例年大変混雑します。時間にゆとりをもって各会場へお越しください。
- ◆駐車場の台数に限りがあります。乗り合わせや公共交通機関の利用をお願いします。
- ◆必要書類が揃っているか、ご確認ください。書類に不備があると申告受付ができない場合があります。
- ◆最終日までに申告が終わらなかった場合、税務署での申告が必要となる場合があります。

4 申告の際に必要なもの

【全員が必要なもの】

◆ 本人確認書類



- 申告者のマイナンバーカード
- 控除対象配偶者・扶養親族のマイナンバーがわかるもの
- 事業専従者がいる場合、事業専従者のマイナンバーがわかるもの

マイナンバーカードをお持ちでない場合



1. マイナンバー確認書類（下記のうちいずれかひとつ）
- マイナンバー通知カード
 - マイナンバー付き住民票



2. 身元確認書類（下記のうちいずれかひとつ）
- 運転免許証
 - 障害者手帳
 - パスポート
 - 在留カード など

◆ 通帳（金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるもの）



所得税の還付金がある場合に、振り込みを希望する金融機関のもの。
* 申告者名義のものに限ります。



事前に税務署から以下のものが届いた方は、申告の際に必要なものとあわせてご持参ください。

- ・所得税の納付書
- ・利用者識別番号が記載された通知書やハガキ など

【所得の計算に必要なもの】

所得の種類	必要書類
営業等所得 農業所得 不動産所得	1 収入について詳しく分かるもの (例) 売買仕切書、精算書、販売・売上金額が分かる帳簿類、賃貸借に関する契約書、交付金等に関する通知書、通帳など 2 支出(必要経費)について詳しく分かるもの (例) 各種事業に関する諸経費の領収書、精算書、帳簿など 15ページの収支内訳書を記載し、ご持参ください。
給与所得 公的年金等 (企業年金を含む)	源泉徴収票の原本 (複数ある場合はすべて必要です。) (給与等支払者から発行されない場合は支払証明書や明細書など)
譲渡所得	売買契約書、(譲渡資産を)取得した時の領収書 特別控除証明書(公共事業による譲渡・農業委員会のあっせん等の場合)
一時所得	保険の一時金や満期返金の受取金額と掛金が分かるもの
上記以外の所得 (雑所得)	シルバー人材センターの配分金支払証明書 個人年金保険を年金形式で受け取った場合の支払証明書 原稿料や公演料等の支払調書や入金が確認できる通帳など

収入金額や経費を通帳で確認する場合は、事前に記帳しておいてね!



【控除の計算に必要なもの】

控除の種類	必要書類
社会保険料控除	令和6年中に納めた国民健康保険税や国民年金保険料等の領収書
生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社が発行する保険料控除証明書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書(17ページをご覧ください)
医療費控除	16ページの「令和6年分医療費控除の明細書【内訳書】」を記載し、ご持参ください。医療費通知をお持ちの方は、医療費控除の明細書として使用できます。傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりで、医師による治療を受けている方のおむつ代を医療費控除として申告する場合、医師が発行する「 <u>おむつ使用証明書</u> 」が必要です。
寄附金控除	寄附先が発行する受領証明書や領収書など、寄附した金額が分かる書類

5

市民税・県民税の申告書は郵送での提出が便利です

郵送申告で、会場に行く手間や待ち時間を大幅に短縮できます。

①申告書を書く

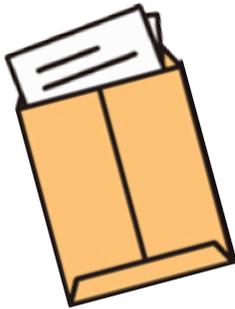


申告書はこちら

- 申告書は市ホームページ（左QR）からダウンロードできます。
- 昨年、郵送で申告をした方のうち、次の方には1月下旬に申告書を送付します。
 - ・非課税収入のみの方
 - ・「市外」居住者の扶養になっていた方
- 収入がなかった方・非課税所得のみの方は、申告書の「生活状況・非課税所得に関する事項」↓のみ記入して終了です。

生活状況・非課税所得に関する事項		前年中に収入のなかった方は、この欄に記入して申告は終わりです。	
<input type="checkbox"/> 下記の人に扶養されていた			
住所		氏名	
<input type="checkbox"/> 生活保護法による生活扶助を受けていた	<input type="checkbox"/> 病気療養中(入院・通院)	<input type="checkbox"/> 預貯金等で生活していた	<input type="checkbox"/> 雇用保険
<input type="checkbox"/> 障害年金	<input type="checkbox"/> 遺族年金	<input type="checkbox"/> その他 ()	

②書類を封筒に入れる



- 以下の書類を封入してください。
 - ・①で書いた申告書
 - ・身元確認書類+マイナンバー確認書類のコピー
 - ・所得、控除の計算に必要なもの
- 送付された書類は返却しません。
申告書の控えが必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

③税務課へ郵送



【申告書類の送付先】

〒037-8686
五所川原市字布屋町41番地1
五所川原市役所 税務課 市民税係 宛

* 所得税の還付は市民税・県民税申告書の郵送では受けられませんのでご注意ください。

これで申告
おわり！
簡単だね！



問い合わせ先 税務課市民税係 内線2252・2253

* 申告期間中は電話がつながりにくくなっています。担当者不在のため、夜間の折り返しとなる場合もありますのでご了承ください。

【 令和6年分 収支内訳書 (令和6年1月1日 ~ 令和6年12月31日) 】

③雑収入の内訳

田畑の面積等の状況	面積 (a)	金額 (円)
所有面積		
借受面積		
転作面積		
耕作面積		

※必要経費は事業に関係する部分だけです。ご注意ください。
申告の際は、科目ごとに内訳のわかるもの(領収書、通帳等)を整理して、申告相談時に持参してください。

必要経費の主な科目の具体例

科目	具体例
販売・売上金額、賃貸料	① 事業から生ずる売上額、農作物の販売金額
家事消費費	② 商品等を家事消費、贈答品とした場合の販米等
雑収入・その他の収入	③ 交付金、精算金、作業受託料等販売収入以外の収入
農産物棚卸高	④ 本年1月1日現在の委託販売・棚卸高
期首商品棚卸高	⑤ 本年12月31日現在の委託販売・棚卸高
仕入金	⑥ 本年1月1日現在の仕入金
期末商品棚卸高	⑦ 本年12月31日現在の棚卸高
給料賃金・雇人費	A 農業、事業等に従事した雇人の給料 (生計を一にする親族は専従者控除⑭になります)
小作料・賃借料	B 小作地の使用料、共同選果場等の使用料・賃借料及び作業受託料
外注工賃	C 下請けへの発注・原材料の加工賃
減価償却費	D 事業用の施設・機械・トラック等の償却費
利子割引料・借入金利子	F 事業資金を借り入れた場合等の支払利息
租税公課	A 事業に関する固定資産税、自動車税、会費等
種苗費	E 種子、苗等の購入費用
畜養費	U 子牛・子豚等の取得費及び種付料
肥料料	W 化学肥料、たい肥の購入費用
飼料	才 飼料の購入費用
農具	力 使用可能期間が1年未満又は購入価格が10万円未満の農具購入費
農業衛生費	キ 農薬の購入費用、共同(航空)防除の負担金
諸材料費	ク 農業のために使用する材料費(黒土・紙袋・ビニール等)
修繕費	ケ 事業に使用している建物・車両・農機具等の修理費用
動力光熱費	コ 事業のために使用した燃料費(水道・電気・灯油・ガソリン・軽油代等)
旅費交通費	サ 電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代等
通信費	シ 電話料、切手代等
消耗品料	タ 消耗品や10万円未満の備品の購入費
作業用衣料費	ツ 農作業に必要な衣料の購入費(作業衣・長靴・手袋等)
農業共済掛金	チ 水稲・果樹等の共済掛金、車両保険料、農業用資産に対する火災保険料等
農業共済手数料	ト 出荷手数料、検査料、運搬料等
土地改良費	ナ 土地改良事業の費用

記帳・帳簿等の保存制度について

事業所得(農業・営業)、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方は平成26年1月から、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。
▷帳簿を備え付けて、収入金額や必要経費について、取引の年月日や金銭等を記載しなければなりません。
▷帳簿や請求書・領収書などの書類を整理して保存しなければなりません。

科目	目	金額 (円)	農	営	不
収入金額	販売・売上金額、賃貸料	①	○	○	○
	家事消費費	②	○	○	○
	雑収入・その他の収入	③	○	○	○
	礼金・権利金更新料	④	○	○	○
	名義書換料・その他	⑤	○	○	○
	小計(①+②+③+④+⑤)	⑥	○	○	○
	農産物棚卸高	⑦	○	○	○
	期末	⑧	○	○	○
	小計(⑥-⑦+⑧)	⑨	○	○	○
	期首商品棚卸高	⑩	○	○	○
	仕入金	⑪	○	○	○
	小計(⑩+⑪)	⑫	○	○	○
	期末商品棚卸高	⑬	○	○	○
	差引原価(⑫-⑬)	⑭	○	○	○
	差引金額(⑨-⑭)	⑮	○	○	○
経費	給料賃金・雇人費	A	○	○	○
	小作料・賃借料・外注工賃	B	○	○	○
	減価償却費	C	○	○	○
	貸倒金	D	○	○	○
	地代家賃	E	○	○	○
	利子割引料・借入金利子	F	○	○	○
	その他	A	○	○	○
	専従者控除前の所得(⑮-⑯)	⑰	○	○	○
	専従者控除	⑱	○	○	○
	所得金額(⑰-⑱)	⑲	○	○	○

。㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

